

(第九部)

第二回参議院農林委員會會議錄第八号

昭和二十三年六月十四日(月曜日)午後
一時三十一分開会

本日の會議に付した事件

○農業改良助長法案(内閣送付)

○委員長(橋本嘉男君) それでは只今から委員會を開会いたします。本日は農業改良助長法案につきまして予備審査をいたしたいと思います。最初に平野政務次官から本法案の提案理由の御説明を伺うことにいたします。

○政府委員(平野善治郎君) 只今委員長からお話のありました農業改良助長法案の提案理由を御説明申し上げます。

食糧の増産を図るために、農業に関する科学的技術の発達及びその成果の速かなる普及を図ることは、極めて緊要なことであります。これが基礎をなす農業に関する試験研究並びに技術知識の普及交換に関する機構並びに機能を刷新することといたしまして、昨年来連合軍最高司令部天然資源局の積極的助言と指導の下に、種々研究を重ね、目下その成果を取進めておる次第であります。

農業に関する試験研究には一段と力を注ぐ必要がありますが、現在在國立農業関係試験場、大学、専門学校、都道府県農業関係試験場、その他民間機関において行われておまして、ややもすれば、これら各機関における試験研究には、重複反復するものも少なくないものであります。この際これらの各機関の有機連絡調整を一段と緊密にいたしますと共に、時勢の要求

に應じ、農業の發展に即應して、最も適切な試験研究を能率的に推進助長することとし、一定の計画の下に研究助長をいたしたいと思ふのであります。又かかる試験研究の結果に基づく諸成績の普及浸透に關し、最も種々努力が拂われ、最近におきましては特に指導農業を中心とする普及方式を採用して参りましたが、農業会解体後における諸情勢並びに國家財政等の点をも考慮いたしまして、今般組織的に普及技術者を設置し、これにより技術普及を図るところの方式を採用するところの方式を採用することになりました。この新方式の実施に關しましては、農林省並びに都道府県等が資金その他の面において最も緊密なる協力をいたすことによつて所期の成果が発揮できるものと信ずるのであります。

以上申述べました諸目的を達成いたしますために、國庫の助成に關する法律を制定する必要があると認めましたので、本法の制定を提案することになった次第であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。提案の理由を御説明申し上げます。

○政府委員(山添利作君) 只今提案理由の御説明がございましたが、それを若干敷衍する意味におきまして、差上げておきました農業改良助長法参考資料、この中のことにつきまして御説明をいたします。

この農業改良助長法には、目的は一つでありますけれども、二つの部分がある、一つは試験研究を能率的に且つ日本農業の要求するような形で行うというところが一つ、その次には試験研究によつて得られました結果を、有効適切に農業の間に普及する、こういうところが一つ、この二つの部分から成つておるわけでありまして、法律自体といたしましては、これはただ助成法でありまして、別に珍しいことも何もありません。問題は、それよりもこの法律の裏にあつて何を實際やるかというところが大切なわけでありまして、で、その点について第三の機構というので、農林省(案)と書いて、機構表が一つ附いてございます。これをお開き願ひたいと思ふのであります。この法律の主たる目的であります試験研究を能率的に進めること、並びに府縣における農業改良の普及事業を推進するための部局といたしまして、農林省に農業改良局というものが設置される予定であります。で、その一番右の方に農業技術研究部というのがございます。この改良局の中に技術研究部と経済研究部と、それから普及部、この三つの部が置かれるわけでありまして、試験研究につきまして、この研究部のところに書いてありますように、試験研究をやるといふプロジェクト・リーダーというふうなものを設置して、稲なら稲、その他の穀類或いは芋類、ここに書いてありますような、多分これは十九に分れていゝと思ひますが、それらのことを担任する高級な専門家を設置する。このプロジェクト・リーダーは

ある、一つは試験研究を能率的に且つ日本農業の要求するような形で行うというところが一つ、その次には試験研究によつて得られました結果を、有効適切に農業の間に普及する、こういうところが一つ、この二つの部分から成つておるわけでありまして、法律自体といたしましては、これはただ助成法でありまして、別に珍しいことも何もありません。問題は、それよりもこの法律の裏にあつて何を實際やるかというところが大切なわけでありまして、で、その点について第三の機構というので、農林省(案)と書いて、機構表が一つ附いてございます。これをお開き願ひたいと思ふのであります。この法律の主たる目的であります試験研究を能率的に進めること、並びに府縣における農業改良の普及事業を推進するための部局といたしまして、農林省に農業改良局というものが設置される予定であります。で、その一番右の方に農業技術研究部というのがございます。この改良局の中に技術研究部と経済研究部と、それから普及部、この三つの部が置かれるわけでありまして、試験研究につきまして、この研究部のところに書いてありますように、試験研究をやるといふプロジェクト・リーダーというふうなものを設置して、稲なら稲、その他の穀類或いは芋類、ここに書いてありますような、多分これは十九に分れていゝと思ひますが、それらのことを担任する高級な専門家を設置する。このプロジェクト・リーダーは

稲なら稲に關する試験研究の企画、或いは實際行われる試験研究方法の指導というふうなことで、並びにその結果の取組めという一切を担当するのであります。これは國の試験場で行われる試験、府縣の試験場で行われる試験、又農林省が農林委託金なり補助金なりを支出して行います大学等におきます試験、これらのものを一人の人が統一をして、そうして能率を挙げて行く。あつちこつちで無統制、或いは無連絡にやつておるといふことでは、統一された計画で試験研究を進める。重複を省いて最も能率のよいものにして行く、こういう考えであります。そうしてこの農業技術研究部でございまして、プロジェクト・リーダーを置かれますと共に、そこで総合的に、日本の農業の経営並びに生産力の發展上、どういふところに主眼を置いて行くかというふうなことを考へて、試験研究の能率を挙げて行くというわけでありまして、これは本省における試験場はここに並べてありますような、現在でございまして、あるわけでございますが、これがどういふ形になるかといふことにつきましては、目下研究をされておまして、具体的なことは決まつておりません。ただ國及び府縣を通じて、固有の意味の農業並びに畜産を一体的に考へて行く、従つて試験研究も大体そういうことを総合的に對象にして行くという考へ方でございます。従つて府縣における農事試験

場、或いは畜産に關する試験場というふうなものがございますれば、これは一つの農業試験場という形にいたしました、農畜一体の姿において研究をして行く、従つて今まで飼料作物というふうなもの、それは余り取上げられていなかったものもあるものでございまして、そういうふうなものも十分取上げて行くことに相成るわけでございます。この試験場につきましましては、現在非常に沢山あるものでございまして、只今申しますような能率を上げて行くという点から見ますと、若干これを整理をしてもよろしいという考へ方もございまして、そこで全國大體農業にはそれ、地帯があるわけでありまして、北海道地区或いは東北地区或いは關東地区、そういうような地帯がそれ、あるわけでありまして、が、そういうようなところを総合的に考へて、試験研究の場所を整理をして行くという考へ方がございまして、これにつきましては、連合軍の方の指導によりまして、目下研究をされておる段階でございまして、的確にどういふふうにしたらよろしいという結論まで申上げる段階には到達いたしてございせん。こういうことによりまして、試験研究を総合的に且つ計画的に能率よく進めて行く、且つそれは農畜一体の姿において、又北海道とか九州とかいう地域の立地條件に即した研究をやつて行きたい、こういうアイデアを持つておるのであります。

その次に、農業經濟研究部というの

その次に、農業經濟研究部というの

がございます。その下に現在ございま
す農業綜合研究所も加わるわけでござ
います。ここで経済的な事柄につい
での研究をいたす、農業の技術だけで

関する項目は、現在はそのくの農政局なり、主管局の予算に計上されており、また、これが改良局所管の予算に属する部分であります。

くするところの、立地條件をほぼ等しくするところの地区に分ける、五ヶ所なり七ヶ所なり或いは十ヶ所程度の同じような地帯を取つて一つの地区を設

關係に相成ります。それから委員会が設置されるのでありまして、農業技術普及委員会という名前になつております。地区農業委員会というのは恐らく

ますれば、原則として甲種農学校を出て三年以上、まゝ農業に關する試験研究、或いは教育機關に働いた経験がなくては、いかん。まあこういうふうな一

から取上げて研究をする、両々相俟つてこの農業の進め方ということが明らかになると思うのでありますが、この農業経済研究部の方で取上げます項目

縣の試験場等でやつております事柄
についての参考資料、それから試験場
関係の経費、これが上げてございま
す。それからBの農業普及農業に関

置する。その地区に幾名の技術員を配置する、そうしてその中の一人が地区責任者である、他の技術員はそれ／＼やはり地区内の村を一ヶ村なり二ヶ村なり分担をして受持つ、こういう考え

と思ひます。そういうものを設置することは市町村の議会におきまして、適當な人、即ち本當の農民であつてかようなことに熱心な人を村から一名乃至

持つた人が農林省の定める基準に基
て都道府縣ごとに実施する試験に合格
しなければいかん。その合格者の名簿
を持つておりまして、その名簿に載せ

は、もとより多岐に亘ることと思いますが、大体三つの分野に分けて考えておきます。第一は農業経営を中心とするところの普通のいわゆる経済的な調査であります。第二番目は社会的な研

る經費、第三章に關する分、五億圓でございます。この予算は普及部に關するものでありまして、その主たる内容は、府縣に大勢の技術普及員を設置する、そうして普及事業を行うということです。

方でありまして、その地区に三名なり
四名なりの技術者が設置される、技術
員だけのことを申しますれば、これが
農民に直接接觸いたしまして、技術普及
に当る人であります、その上に専門

二名を選ぶ。これは農民の勢によりまして選ぶわけであります。その人達が、地区のそういう選ばれた人達が地区委員会を構成する。その地区委員会を構成するところの委員は府縣委員会

白れた者からこの府縣委員会の方面を
を選定して行く、且つさように選定さ
れた人は身分保障を受ける。こういう
ようなことになつておるわけであります。
併しながらこういう委員会を設

究と申しましようか、農村における自治でありますとか、或いは組合活動でありますとか、或いは衛生の問題、或いは栄養改善の問題というような、社会的な面の事柄であります。

とが、内容になつておるのでござい
ますが、これにつきましては、内容
は後程申上げたいと思います。簡
単に申しますれば、従来は指導農
場を中心として、この農業技術の
普及と向上を図

いはこの農業改良普及事業の対象は、ひとり狭い意味の農業技術だけでなく、農村生活の改善という部面も含んでおられます。従つて栄養の改善であり

の農業代表を選挙する。こういう構成になつております。この府縣の委員会、又地区委員会はそれとこの農業改良事業に関する事項の調査、或いはそれについてのどういふ方策を採つたか

いたしますとか、或いは試験をい
しますとかということは、到底本年
の間に合いませんので、本年とい
ましては、差当り食糧増産技術員とい
う名前におきまして、將來これらの計

第三番目は自然科学と経済との交流した分野の研究——災害の研究でありますとか、或いは土地の綜合利用に関する研究でありますとか、そういうふうな三つの弊害になると思います。

いて行く、又その普及に努めて行くとい
 う制度を採つておつたのでございま
 するが、指導農場に關しましては、こ
 の四月一ヶ月分の経費を以ちまして國
 庫助成を了切るといふことと相成りま

まするとか何とかいふことも含んでお
るわけでありまして、従つて対象にな
る人から申しまして、農家の主婦、
或いは少年少女というものも含まれて
おるわけでありまして、そのうち家事

ちよいかというような権限を、アドヴァイスをするわけであります。特にこの重要な任務といたしましては、府縣等に置かれます専門家並びに地区に設置されます普及技術員は、この委員会

驗に合格するような人を府縣の吏員として採用をして貰う。即ち指導農場で働いておつた人であるとか、或いは農業会に働いておつた人であるとか、その他の雇用からその人を採用する。

が、そういう研究を進めて行く筈になつております。

した。五月以降はここに書いてござい
ます。予算で人員を設置し、そうして普
及事業をやつて行くことになつ
たのでございます。この機構圖を一枚

向き或いは青少年教育ということも併せて行うのであります。そういう事柄の専門家は府縣若しくは府縣の更に廣い地区を担当する者として設備をされ

の選考による。もとより形の上におきましては府縣の吏員でありますから、知事さんが任命されるわけでありまゝるが、実質上はこれらの委員会にお

る。そうしてその人はこの会計年度々々に行われる試験に合格し、且つ農民會方の委員會の選考を経て、正式の普技術者ということに任命せられなければならない。

に傳播をして行く、こういうことになるのであります。これが機構に関する説明でございます。

及事業に關する都道府縣及びその地区の機構及び任務の概要(案)」というのがございます。これが府縣における農桑改良普及事業の骨組と申しまする

について専門的な指導をする人が置かれる、こういう機構になつております。そこで府縣も將來は農業技術普及部というものを設置することが予想

になつております。同時に、同時に
やございませんが選任するのであり
ますが、それらの普及技術員又専門
技術員はそれ／＼一定の資格を要求さ

とができない。こういうことになつておるのであります。この食糧増産臨時職員は合計で六千五百名であります。二級官が千五百名、それから三級

研究の経費というのが八百万円ばかり上げてございますが、これは現在農林省の予算の中で、試験研究の項目として載つておるもの、の予算を拾い上げ

か、そればかりでなく、外に易く、目
まするか、書いてあるのであります。
これをお読み頂ければ簡単に直ぐ分る
のであります。が、この骨子になつて
おりますところを申し上げますと、各

いたしましては経済部なり、農林部の
中にこの仕事を担当する課なら課、セ
クションを作るということでありまし
て、その下に専門技術者がおり、末端

しては、この資料の方に都道府縣の學業普及技術員の資格及び任用方法要綱という資料が附けてございます。これも將來若干要ることがあるかも知れま

うことになっております。先程の五條田の予算はこれを中心とする経費でございます。

尚法律の方でございますが、法律は

たのであります。こういふ研究に

府縣の地区をそれく農業事情を同じく

には地☒の技術者がおると、こゝろ

せんか　とにかく地区技術員にいた

害でありますことの要点は、試験

書いてありますことの要点は、試験研

おられますか。車輸出に關するならば、それは外であるというような意味に考慮されるのですが、例えば「はつか」というようなものになりますれば、相当輸出されるのでありますが、必ずしも普通の食糧作物とは違うのであつて、工藝作物を考えると、輸出なりや輸入なりや或いは國內生産なりやというようなことについては理由にならんと思ひます。例えば先程申しました綿羊のごときも、大部分は輸出されておる。そういうものについては

易関係は除外するという考えですか、
國內のものだけを考慮して行くとい
う出発点でありますか、どうですか。
○政府委員(山添利作君) これは國內
的なものだけを考えるということでは
ありません。輸出農産物通じての問
題であります。生糸の場合、即ち養蚕
の場合におきましては、海外から來
るものその要求を特に考慮をして、
質的な、生糸のできた製品から……牛
糸、それから繭、蚕の飼ひ方、品種

と、かゝる一貫した海外活動の要求を反映したところの研究と改良が行われなければならぬ、その姿におきまして、相当独特性を持つておるので、それはそういうものとしての見地から、一貫した只今ごさいます蚕糸調査会等の研究を続けて行くということが適切であらう、こういう結論であります。それから將來はどうするかという点につきましては、もとよりこの法律は、こういう形で進むのでありますから、將來一緒にするという意味では、

ございせんか。されはといつて、將來
 それではいつまでも離れるというところ
 の結論にも来ていないのだと思うの

でありまして、これは新しい方式をやるのでありますから、物はやりつつ改善して行くということが、私はいいのじやないかと思ひます。この法律もそういう考え方を採つておると考えておるのであります。

○松村眞一郎君 生糸の場合は、大部分が輸出されるのであります。併しやはり内地需要のものもあると私は考えます。日本人はすべて生糸は輸出するのである、国内には用がないといふような考え方は、私は了解することではない。ただ生糸については、いろいろな機関が別であるから、暫く別にやるというお考えであれば、これは一つの理由になりましょう。併し特にこれを輸出するが故に除外するということについては、まだ十分了解いたしません。そういったと、海外の影響を多分に含んでおる関係のものは除外しよう、こういうように了解してよろしくございませう。

○政府委員(山添利作君) そういうアイディア、そういう考えといふことも、具体的に或る独特の領域があつて、それはそれとして研究する方が適切であり、現状としてその方が都合がいい、こういうところから来ておるものであります。

○羽生三七君 農業の能率的な発達や、農業における科学の浸透を図るためにこういう法案が出ることは、歓迎すべきことではあります。一般的な問題について二、三疑義のある点をお伺ひして置きたいと思ひます。

第一番には、ちよつと理屈に耳をすかす、二千数百年の昔から、殆んど人糞尿というやうな農業から脱し切れなかつた日本が、今日の段階において、

高度の農業技術が必要とするのは、もとより当然でありまして、尤も最近におきましては、脱穀或いは調製等におきましては、やや電化或いはその他科学化がされておりますけれども、日本農業全般といたしましては、恐らく非常な生産費のかかる又科学的な技術の遅れておる國であると思ふのであります。こういう場合に私達

は飽くまで日本農業を高めるために、その科学的な技術の浸透を図らなければならぬわけでありまして、例えば第三條を見ますと、農林大臣は、それ／＼の試験場における研究の成果について、その重複や反復を避け、結果の報告の形式を統一して一つの結論を見出すという事になつておるわけでありまして、併しこれは戦時中にもちよつと聞いたのでありますけれども、或る特殊な研究家の研究が極めて優れたものであつたといふものもあつた、それが一般的なものでないといふことを私共よく聞いておるのであります。従つて私共はたとえそれが全國何十ヶ所の試験場の総合的、統一的な試験の結果でなくとも、或る一ヶ所、或いは或る特定の個人の研究においてすらも、それが極めて重要な成果をもちあつたものであるといふことが認定された場合に、それに対して十分な助成をする決意がなければならぬと思ふのであります。これも更に又理屈ばかりになります。恐らく原子エネルギーで世界の産業革命が行われようとしておる時代におきまして、非常に高度な、ややもすれば革命的で突飛に見えるやうな研究が一般的性格を持つておらなくても、それ自体非常に高度な

研究であるならば、それを全面的に取入れなければならぬやうな場合もあるまいと思ひます。従来ややもすればそれが一般的、総合的な成果をもちあつておらぬといふことによつて罪を去らされた事例は、私は相当沢山あると思ふのであります。そういう意味におきまして私達の期待しておることは、今申し上げましたやうに、一般的でなく、或いはそれが統一した成果を、結論を得られなくとも、それが有力な、革命的な技術として認定される場合において、徹底的な助成を講じなければいけません。そういう意味におきましてこの参考案を見ますと、技術の普及等については約五億の予算を組んでおりますが、いわゆる技術の研究費におきましては、僅かにその十分の一に過ぎない。私共はこれも戦争中のことでありますけれども、日本の原子エネルギーの研究において、その大学の研究者がリニックスサックを背負つて芋の買出しに行きながら研究をやつて、遂に倒れたやうな事例も聞いておりますけれども、いつも日本ではそういう純正技術の研究に対する費用が少な過ぎるものであります。いわゆる行政費には非常な費用を掛けますけれども、科学的な研究に対しては、極めていつも微々たる予算しか出さない。今日行政整理といわれて予算削減が叫ばれておるときでありますけれども、恐らく日本農業に革命的な技術の発達もたらされるならば、数千万や数億の技術研究費の予算のごときは物の数ではないと思ふのであります。そういうことが殆んど認識されておらない。恐らく又この成果の統一というやうなことになるまでも、一般的な常識的な範囲を出なく

て、日本農業を革命するやうなそういう方向へこの技術指導を持つて行くといふことが、又再び置去られるやうなことになるのではないかと、このことを杞憂しておるのであります。尚又同じく第三條のうち農林大臣はそれらの研究の結果に基づいてその最後の方角を示すことになつておりますが、一体農林大臣自身がどういふ例えは行政的な措置はできるでございましょうけれども、農林大臣自身が科学的な研究を持つておる、研究の能力をそんなに持つておるわけではないのでありますから、どういふ機関を通じて最後の決定をするのであるか、これも我々の疑問とするところであります。尚かういふ

逐條のことにつきましては、あとから承りたいと思ひますが、要するに今申し上げた点は、一般的形式的な統一が得られない場合においても、たとえそれが一研究所、一個人であつても高度な研究成果が発表された場合においては、農林省は敢然としてこれを用ひし、且つこれに最大の助成を與える意思があるかどうかといふことを、先ず第一に根本的に承りたいと思ひます。それで今の農林大臣の最後の決定を具体的にどういふ機関を通じてやるか、尚又前の松村議員の質問について同様な見解を持つておるわけであり

ます。

○政府委員(平野善治郎君) 只今羽生議員からいろいろお話がありました。日本の農業が非常に原始的な方法を以て営まれておりました、今圓圃期的な科学の浸透を來し、そしてそれによつてこの日本の生産向上をやらなければならぬといふやうなお説は御尤もだと思ひます。尚從來においてこの

研究の結果において一方において立派なものができておつたにも拘わらず、これを國が採用しなかつたといふ事例があつたといふことにつきましては、我々もそういうことは今までも耳にしたのであります。第三條にあるこの結果報告の形式の統一に因つて、若しも今後とも偉大な革命的な立派なものができたときに、これを採用しなかつたり、助長しなかつたりしてはいけません。日本農業を再建するために最も科学的であり、進歩的なものがすつかり分つた場合においては、このものを十分に育成し、助成し、そしてこれを取上げる方針であります。尚農林大臣がこの決定をどういふ機構で行うかといふ御質問につきましては農政局長から御説明をいたさせます。

○政府委員(山添利作君) これは参考資料の図表にありますが、農林省に農業改良局が設置されて、試験研究のことについては農業技術研究部、この機関が取扱うことになつております。

○北村一男君 試験研究につきましては、これは府縣の方と連絡を取らせるのであります。普及事業につきましては委員会を以てそれに普及させるといふことであります。この場合に農業協同組合を活用しまして技術の普及をされてはどうであるか、農林当局の御見解を承りたいと思ひます。強いて又こういう委員会を作る必要がどうであるか、私はどうも納得しかねるのであります。

それから先程農政局長の御説明で

糞尿というような農業から脱し切れなかつた日本が、今日の段階において、

えるような研究が一般的性格を持つておらなくても、それ自体非常に高度な

ても、一般的な常識的な範囲を出なく

もだと思ひます。尚從來においてこの

それから先程農政局長の御説明で

は、農畜一体の総合経営をする建前で、いろいろ試験研究をなさるというやうな御説明があつたと覚えておりますが、然らば日本の将来の農業の経営形態について、何かお見通しを以ていらつしやるか、ただ研究した結果を総合するつもりであるというのか、予め経営形態について見通しを付けて研究されるのか、こゝういふ構想がありましたならば、ここに御披露願ひたいのであります。

それから、これは私まだ研究しませんが、正確に申上げることではないのであります。この法案を見ますと、國で出す半額は府縣が負担しなければならぬやうな意味合いになつておると思ひますが、この場合において、

地方財政においてこれだけやばり殖えるのであります。つまり負担が殖えて行くことに相成りますから、そういう場合においてこの法案の立案に際しまして、地方財政が膨脹する、その措置をどうするかというやうなことを考へになつたかどうか、お考へになつたら、どういふふうにお考へになつたかといふことを御披露願ひたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) 普及事業について協同組合を利用してはどうかという御意見でございますが、協同組合は協同、自主的な組合として、それ自身農業技術の改良といふことも活発なる活動をして頂きたい、そゝういふ考へを持つております。併しなから制度そのものと、協同組合とは形式的には直接の関連は何らないのであります。こゝの普及事業は國とそれから都道府縣とが財政的に協同をして、そゝうしてこの普及事業を進めて行こう。御承

知のように協同組合は從來の農会と違ひまして、任意加入の団体であります。こゝの普及事業につきましましては、協同組合員のみを対象にしてやるか、或いは協同組合を対象にしてやるとか、或いは協同組合を対象にしてやるとか、こゝういふことはございせん。一般の農民を対象としたしまして、政府の仕事を普及事業をいたすのであります。併しなからその実質において協同組合と非常に連繫を取つて仕事をするのでなければ仕事の効果も華らな

いし、又實際上できないのであります。技術の上においては協同組合とは密接な連繫を持つて、その間に又協力をして普及事業を進めて行く、かやうなことにいたしたいと思つておるのであります。

それから地方財政に関する負担でございますが、次の年度にいたしましては國が出します普及事業の半分以上を府縣が出すことになつております。これは見掛け上から申しますと、それだけ増加を来すではないかといふことではあります。實質から申しますと、今までは指導農場といふ形において、これも國が助成をしておりますと共に、府縣が相当又出しております。その經費が落ちてこゝろの方に替るわけでありま

りますので、實質上の府縣の負担といふことは、旧制度とこの制度と大差はなからうと、こゝういふやうに考へております。

それから農畜一体の研究をして行く、それについて將來の農業経営の構想を持つておるかどうかといふことでは、勿論これにつきましましては、それ／＼専門家の間にも意見がございまして、我々農林省の者といひましても、漠然としておりますけ

れども、それ／＼アイデアは持つております。併しなからそれらのことを予め決めた形で行くといふことではな

いわけでありまして、ただその地区の特性に應じて、こゝういふやうな發展をしなければならぬだらう、こゝういふやうなことに着目をして、その立地條件に應じて研究が行われ、又それに即するところの普及事業が行われなければならぬ、こゝういふことではあります。現在の經濟状況では、予定いたしましたも、なか／＼困難な点もございする

ので、段階的に、この時期にはこゝうな考へておるわけでありませう。さやうな方向で行きたい、こゝういふやうに考へておるのであります。

それから先程羽生さんの御質問の中にこゝういふちづけな試験研究の經費といふことがございしましたが、今までの点は実はこの程度でございしますが、これはこゝういふ機構を作るのについて試験研究費をどうするかといふのは、これは來年度予算にならないとその全貌が出ないのであります。今年には取敢えず今までのものをここに取上げておるわけでありまして、ちよつと珍らしい費用といたしましては、肥料に二百五十万円ございしますが、これは理化学研究所の仁科博士に重宝案のこの研究をお願いしております。今後はこゝういふことが問題になると思ひます。

○山崎鶴君 政府は曾て指導農場を設けて日本農業の改良促進に資しようといふやうな計画の下に、過去におきまして相当大なる予算を計画し、これも相当進捗しておたのであります。が、半ばにおいてこれを中止しなければならぬといふやうな状況に立至つて

おるのであります。その身代りとして出た法案がこの法案と解してよろしいかどうか、それが一つの質問の点であります。尙意見を附加して多少質問を申上げたいと思ひますが、大体におきまして今回のこの法律の内容全般から見ますと、特にこの試験場等を利用し、或いは試験の結果を蒐集して、それに対する施策を講ずるといふやうなことも重点になつておるのであります。現在まで行かれたところの指導方法に鑑みますと、私共はそれによつて日本農業が特に発達助長できるかどうかといふことに疑問を持つておる。殊に從來は農業會等におきましても相當政府とタイアップいたしました技術陣営を、相當數の技術陣営を以て從來この普及等をして

おつたのであります。すでに農業會は解体され、遂に技術陣営は破滅の止むなきに至つておるやうな状態であるのであります。而して今回のこの法律によりまして、大體農業會等の技術陣営はこれに吸収されるといふやうな御説明であるのであります。が、技術方面のます／＼官僚化といふやうなことに重点を置かれるではなからうかといふことが、懸念の一つであります。同時に民間における技術の指導といふものを今後どういふ工合に民主的にこれを指導する方法を政府は持つて

おるかどうかといふやうなことを、お考へがございしたならばお聴かせ願ひたい、こゝう思ふのであります。さやうな点を考えますときに、特に曾て指導農場を設けたりは地方の農業會或いは試験場三位一体の形におきまして指導農場を設置して普及事業を計画し、普及しつゝあつたのであります。が、こ

れが中絶した今日、現在指導農場が相當に設置されておるのであります。この指導農場の利用方法を、如何に政府は利用されるか、この指導農場を中心として計画したところのものを如何に政府は利用するかといふ点、この点につきましましては、相當地方各縣とも、費用を投じ、或いは寄附金等を募集しまして、設備も着々整えておつたといふやうな状態にあるのであります。が、そゝうした利用方法等について、今後の計画、見通しといふやうな点についてお聴かせ願ひたいと思つておるのであります。以上三つの点についてお伺ひいたします。

○政府委員(平野善治郎君) 今山崎委員からのお尋ねの点であります。指導農場の身代りのつもりでこの法案を出したかどうかといふことにつきましては、當局といたしましては指導農場が現段階において閉鎖をするのは止むを得ないといふことで作りましたのでございまして、この法案は又それと切離しまして、日本農業の科学的な將來の指導のために是非必要であるといふ考へ方から立案しまして、御審議願つておる次第であります。尙今までの農業の指導方法においては不十分なものがあつたといふ御説であります。が、私共もこの点は十分でなかつたといふことは認める者であります。従つて今後の指導におきまして、特にこの法案が実施されるに際しては、官公費で行くことが懸念されるという点でございまして、この御懸念は御尤もなことだと思ひます。我々といひましても、こゝういふ指導が民主的に非常にならなかつた、或いは横の連絡がスムーズに行くやうな機構にし

て、農民と常に相善で協力ができるような組織にしたいつもりでありまして、これに關係するところの人の対して極端を徹底させたい、こゝういふふうに考へておる次第であります。尚指導農場の今後のいろいろな利用、或いは活用についてどういふふうな対策を持つておるかという点でございますが、折角あれまでに育成したものでございまして、又將來とも農業の改良、或いは指導の上について、いい意味においては変りはないを活用するという精神には変りはないのでございまして、目下これに對してはいろいろの事情が各指導農場によつて異つておる点もありますので、この個々の事情を取纏めておきまして、近い中にその方向を決めまして、御発表申し上げたいと存じております。

○岡村文四郎君 この法案は、或る面を見ますと非常にいいものだと考へますが、又或る面を見ますと非常に困つた点があると考へます。そこでまだ末端のことまで議が纏まつておらんことでありまして、未熟であるようでありまして、余りに細下げてお尋ねしても駄目でありまして、とにかく山崎委員のおつしやるような日本の事情であります。ここに法律案として出ておりますものを見ますと、科学的に非常に高度の指導をしようという意図が多分に含まれております。そこで一應資料を見ますと、六千五百人は必要人間が食糧事務所の人間をそのまゝびつたりと持つて行つて充てようかというふうにも見えません。そうでないかも知れませんが、数の上から見ますとびつたり合つております。私は食糧事務所の人員を調べ

ておりますが、それとびつたり合つております。ところがあんな人間では何年経つたら一体どこにあるような高度の指導ができるかということなんでしょう。私はこの前にいろいろのものを見た時分に、非常なむずかしい指導なんぞ、一体この案に盛られておる、最高司令部の方で指導をしておるような指導者が現在のところでは日本には一人もいない。恐らくないだろう。そういう感じを持つております。大変結構なこと、これはそんなにやり得ればやつてもいいのであります。農業の指導というものは非常にむずかしいものであり、考へようによれば簡単ではあります。百姓と一つ心になつて指導をする指導員でなければ、絶対に現在の日本の原始的農業の指導はできんと言わなければならぬのであります。そこで、科学的指導はこれは別であります。私の方で物理化学を應用する農業をやつて貰わなければ駄目だといふので、三年掛かりになつて物理化学の研究を應用して、農業研究をいたしてあります。大体成功したものもありまして、本はシベリヤの麦の時期方を見て、北海道の帯廣であの麦の時期方をするのも研究して見たのであります。ところがこれは全然合点が違つておる。シベリヤの土地の凍り方と北海道の帯廣とは違ひますので、これは不成功に終つた。他の方法によつて研究をして成功しました。又北海道の雪が非常に深いのであります。この雪の融かし方をどうすれば一体早く融けるかというのも成功したものであります。これは科学者がやるのであります。百姓とがつちり手を組んでやるのでありますから、それでい

いのであります。今までの日本の農業の指導者は、ここに挙げておられますような、何だか役人であるような、ないような、それから百姓と一緒にけそにも見えれば、とてもむずかしいとも考えられるようなものでは、余程議を練つてよろしくやつて貰わんと、私はこれは非常に経費を掛けて日本の現在には効果は非常に少いのではないかと考へておる。それから養成所はどれだけの金を掛けて、どれだけの人員を養成すると思つておられるかをお尋ねしたい。それから農業協同組合の指導者と、別にこれはどうして行かんといふことにもなつておらんやうであります。が、又お互いに行かんやうであります。らんのであります。現在の指導農場が非常に多額な経費を掛けて設備をして、そうして一年か一年半で駄目だといふことになつて、その受持つた町村は國の予算が非常に少なくて、段々経済が膨脹して大きな迷惑を被つてやつておりますのであります。それで止むを得ないからやつて行きたいといふ個所もあるやうであります。そこで協同組合でも、御承知のように農家個々が負担をして、協同組合としての指導者を養ひ、或いは養成をして行かなければならぬのであります。この負担も、これも半分は地方の負担として持つて行くことになりまして、非常に過重な負担をすることになりはせんか。全部國が負担するということになれば、國民全体が負担をするのであります。これは又そこにゆとりもありましようが、それでなくして、各市町村ではどうして一体協同組合の技術者が指導するその経費を見出すやうかといふので、非常に熱心に考へておるやう

であります。これは負担金による以外に途がないといふこともはつきりいたしておりますので、その負担金たるや恐らく相當の負担金を取らなければ満足な農業の指導はできない実情にあります。そこへ持つて行つて又地方の負担が掛かりますと、非常な迷惑になり過ぎるやうな、堪えられぬやうになりはせんかという疑義を持つております。その点どういふお考えか、お答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(平野喜治郎君) 只今の岡村委員のお尋ねであります。日本の農業改良指導のために二つの大きな分野で以て研究を積まれること、もう一つは指導の面におきまして、百姓と一体となりまして、指導をする面との両方を強化して、そうしてそれが適切に運用できるようにといふお話でございまして、誠に御説には同感でございまして、私共いたしまして、今回この法案を作成いたしました御審議を願ひたいと思ひます。只今までの行われなかつたやうな、只今までの物理的な農業の改良につきましては、こういう方々の研究を非常に期待し、これを育成して行きたい。一方において、實際の農家と密接に連絡をいたしまして、指導育成するのにつぎましては、努めて民主的な精神から農家の精神と同じになりまして、その得たところの高度な技術、或いはその時に應ずるところの最善の方法を速かに普及したい、こういう考へておるのであります。

かといふやうなお尋ねのやうな承りでしたが、これは全然別なものでございまして、その点御了承を願ひたいと思ひます。

尚指導農場を今後どういふやうにこれを活用して行くかという御意見に對しましては、先程山崎さんのお尋ねにお答え申し上げました通り、個々のいろいろな關係がございまして、今それを取調べておりますので、早速にこれを活用して成案を得てお発表申し上げたいと存するのであります。

尚指導者の育成の点でございまして、この所管につきましては、後程具體的なものを農政局長から説明をさせていただきますが、地方財政のいろいろの負担、或いは協同組合が自分の技術者養成と、或いはこの意味の指導者との過重負担になるではないかというお話であります。この法案にある養成者がよく協同組合と、協同組合は自発的なものでございまして、その自発的な組合のやつておる指導者として連携をいたしまして、そつちの方のこの指導者が力を貸すことができませんから、この法案がございまして、指導者が養成されて、それが農家或いは協同組合と密接な連絡が行く場合においては、却て協同組合の方の御負担には過重にならない、こゝういふやうに只今のところ考へております次第であります。

○山下源吉君 それではお伺いします。この法案は農業一般に對する農民生活の改善とか、或いは実用的な農民の幸福のためにいふので技術的に限定されておるやうでもないけれども、併しなから提案理由の説明によれば、技術方面に重点が置かれておるやうに見えるのであります。そこで今日の農業

学の上から見ますとびつたり合つてお
ります。私は食糧事務所の人員を調べ

であります。百姓とがつちり手を組
うので、非常に熱心に考へておるよう

の数が食糧事務所の人員の数と同じで
あるから、その者は兼務ではなからう

御方面に重点が置かれておるように見
えるのであります。そこで今日の農業

によるところの農民の幸福、或いは食糧の増産等いろいろ問題がある。それはもう御案内の通りであらうと思ふのであります。土地改革のために一挙にして農民は商品生産という立場に置かれて参つておるのであります。この商品生産と同時に、又他面には供出という制約された制度があるのであります。この商品生産と供出というやうな相矛盾せる問題を解決するためには、又それを解決することなくしては、農民の幸福は増大しないし、増産もしない、こう私は考へておるのであります。これを解決するためには、私はこれは論議の必要なく、要するに共同生産へ或いは共同経営にというやうな方向のみが、今後この矛盾を解決して、より農業の生産も増大し、農民の幸福も増すものなりと、こう考へておるのであります。果して然らば技術の指導であらうと、何であらうと、かような線に副うての準備が整うておらなければいけないのではないかと。そういう体制を整えなければい

在來の零細農的な技術面のみを指導するといふことにこれは考へておられるのかどうか。それならばまあ別に問題はありませんけれども、本當に農民の幸福、食糧の増産、作物の増産を考へるならば、私は今申し上げるやうな方向こそが正しく認識されて、こゝういふ法案が立案されなければならぬと、こう考へるのであります。法案の中を見ますといふと、連合軍の施策によつてといふやうなことが書いてあります。で、これは我々この面から見れば一も二もなくこれはO・Kなんです。ただ政府は今日何か一つのものを示唆されるといふと、その面には必ずしも追いつて、全体といふものへさつぱり創意工夫を凝らすといふ努力がないのではなからうか。こゝういふやうに考へられるのであります。若しもそゝういふやうな努力が、こゝういふやうに考へられるの

おいてはそゝういふところに対する努力と熱意が非常に欠けておるやうだ。これは今日の農業一般問題に対する根本的な問題に對しても非常に理解がなさ過ぎるやうに考へられるので、この機会に一つあなたの方の内部で御研究、或いはやううとしておられる努力があるならばお示しを願ひたい、かやうに考へるのであります。
○政府委員(平野善治郎君) 只今木下議員から御熱心なる御発言がございまして、農家の將來の仕方につきます。農家を只今の費地改革で小さい仕組にいたしまして、これを將來農業の立派な生産なり、或いは公共の福祉を増大することはできないのじやないか。こゝういふ御説明は御尤もだと思ひます。併しながら只今のところ土地の分合にいたしまして、或いは共同生産、共同施設、誠にこれは望ましいことであ

つものであります。尙本法案が決して今までのやうな小農、零細農になるやうなことを基礎にして、その普及徹底を図るといふやうな考へは毛頭ございせんことを御了承願ひたいと思ひます。
○委員長(橋見義男君) ちよつと申し上げます。委員長としては大変恐縮でございますが、二時から始まつておる予定になつております予算委員会の方に速記を制するることになつておりましたので、少し延びることになつておりますので、以後速記はございせんが、引續いて御審議を願ひたいと思ひますから、その点御了承を願ひたいと存じます。速記は止めて下さい。
午後二時五十一分速記中止
午後三時二十四分速記開始
○委員長(橋見義男君) それでは速記を始めて下さい。本日はこの程度にて散會いたします。
午後三時二十五分散會
出席者は左の通り
委員長 橋見 義男君
理事 羽生 三七君
委員 木下 源吾君
北村 一男君
柴田 政次君
平沼 繁太郎君
小杉 繁安君
石川 準吉君
宇都宮 登君
岡村 文四郎君
河井 彌八君
島村 軍次君
寺尾 博君
松村 眞一郎君

六月十二日本委員会に左の事件を付託された。
政府委員 山崎 恒雄君
池田 恒雄君
農林政務次官 平野善治郎君
農林事務官 山添 利作君
(農政局長)
一、耕地改良事業に関する請願(第八百九十三号)
一、農村工業の振興に関する請願(第九百十一号)
一、耕畜生産價格改訂に関する請願(第九百三十七号)
一、青むしの價格引上げに関する請願(第九百四十五号)
一、市町村農業調整委員会会長選定に関する陳情(第四百五十七号)
一、群馬縣のひょう害應急対策に関する陳情(第四百五十九号)
一、薪炭生産價格改訂に関する陳情(第四百六十五号)
一、愛知縣の土地改良事業及び農業水利改良事業總統施行に関する陳情(第四百六十六号)
一、農林省木炭事務所の存置に関する陳情(第四百七十四号)
一、土地改良事業費國庫補助増額に関する陳情(第四百七十六号)
一、農作物資制度撤廃に関する陳情(第四百八十一号)
一、臨時と場皮革業收益金処分に関する法律制定の陳情(第四百八十三号)

第八百九十号 昭和二十三年五月三十一日受理
大谷池耕地災害復旧事業費國庫補助増額に関する請願

請願者 香川縣三豊郡大谷池普通水利組合長 合田重博外三十三名
紹介議員 谷口彌三郎君

香川縣三豊郡大谷池は一昨年災害を受け、貯水池を決壊流失し、三箇年連続事業として國庫補助により復旧に努めてきたが、またまた昨年七月に大被害を受け、排水路の新設等工事は益々増大した上、財界恐慌により金融の道はとざされ、地元負担に困苦をなめてゐるので、本年度工事に対し、國庫補助を増額せられたいとの請願。

第八百九十三号 昭和二十三年五月三十一日受理
耕地改良事業に関する請願

請願者 札幌市北四條西一丁目北海道農耕地改良協会 内 深澤吉平外一名
紹介議員 板谷順助君

この請願の趣旨は、第七百四十六号と同じである。

第九百一十一号 昭和二十三年六月一日受理
農村工業の振興に関する請願

請願者 奈良縣知事 野村萬作 紹介議員 駒井藤平君

この請願の趣旨は、第四百八号と同じである。

第九百三十七号 昭和二十三年六月四日受理
薪炭生産價格改訂に関する請願

薪炭生産價格改訂に関する請願

請願者 千葉市長洲町千葉縣薪炭対策委員会内 川口爲之助
紹介議員 山崎恒君

千葉縣は森林資源が貧乏で、大消費地を控えている關係から生産諸資材の高騰著しく、現行薪炭生産價格では收支が償われないため目下轉業者退出の傾向であるから、全國同一の價格で処置することなく、知事にある程度の権限を附與して処置出来るように薪炭生産價格を改訂せられたいとの請願。

第九百四十五号 昭和二十三年六月四日受理
青むしろの價格引上げに関する請願

請願者 大分縣東國東郡武蔵町 平原鶴吉外五千三百七十七名
紹介議員 岩男仁藏君外一名

青むしろは戰災復興の重要資材であつて、更に生産の増強を図らなければならぬが、最近諸物價の高騰に伴つて生産費が著しく高くなつて現行價格では收支がとれないから價格を引き上げられたいとの請願。

第四百五十七号 昭和二十三年六月二日受理
市町村農業調整委員會會長選定に関する陳情

一 東京都港区芝西久保巴町三五全 國町村会内全國町村會長 生田和平

今般政府が立案中と聞く「食糧確保臨時措置法案」において、市町村農業調整委員會會長は委員の互選とするものとしてゐるようであるが、當委員會の性質上、食糧生産供出の全責任者の市町村長が會長に任ずるは当然で、かく

してこそ當委員會運営の一貫性と有機性を保ち、食糧生産特に出産の完遂を円滑にかつ合理化することが出来るものであるから、當委員會會長は市町村長をもつて任ずるようになされたいとの陳情。

第四百五十九号 昭和二十三年六月二日受理
群馬縣のひよろ害應急対策に関する陳情

群馬縣知事 北野重雄外一名
五月二十七日、八日の両日に亘つて群馬縣を襲つた降ひよろによる縣下の被害面積は二万一千四百町歩に達した。殊に被害の大きかつた地方は、昨年の水害を受けた地方で農家の受けた経済的、精神的打撃は極めて深刻で一刻も放置することを許されない実状であるから、この漁炭の苦しみにある農村再起のために供出割當の補正、ひよろ害対策用肥料の特配、被害農家に対する税金の軽減等につき格段の考慮をせられたいとの陳情。

第四百六十五号 昭和二十三年六月三日受理
薪炭生産價格改訂に関する陳情

宮城縣刈田郡福岡村木炭生産者組合内 佐藤常三郎

この陳情の趣旨は、第三百六十九号と同じである。

第四百六十六号 昭和二十三年六月三日受理
愛知縣の土地改良事業及び農業水利改良事業統括施行に関する陳情

名古屋市長 塚本三外十一名
近時の物價高騰のため土地改良事業及び農業水利改良事業には、ばく大な工

事を要し反當り負担の増大は、農民の決意に反して事業の発足、進ちよくをはなはだしく阻害している。この時に當り第五次、土地改良事業を以て國庫補助の道が開かれたならば、農民の意氣の沈滞引いては増産、供米意欲にも影響する虞れがあるから、特別の配慮によつて本事業を統括施行されたいとの陳情。

第四百七十四号 昭和二十三年六月四日受理
農林省木炭事務所の存置に関する陳情

德島市寺島本町東三ノ一四德島縣農業會會長 赤澤與二外七名
目下地方先機關の整理が叫ばれてゐるが、農林省木炭事務所の廃止又は地方廳委譲が行われると、森林の過伐激増し、薪炭の計画的生産、出荷、輸送は一層困難となり、その需給調整と適正配分の困難をきたす等、陳情書記載の理由により、本事務所の存置強化を計られたいとの陳情。

第四百七十六号 昭和二十三年六月四日受理
土地改良事業費國庫補助増額に関する陳情

岡山縣議會議長 友保知
政府においては重要國策として昭和二十年より土地改良事業を実施されたため、食糧増産に寄與したところが多いため、これは計國事業の一部を実施したに止り、岡山縣下においても工事中途のもの、急速を要するもの等多数あるが、現今の農村においてはこれらの事業の実行能力がないから、國庫補助増額を計られ、新農村建設及び食糧自給に寄與せられたいとの陳情。

第四百八十一号 昭和二十三年六月五日受理
農報物資制度撤廃に関する陳情

栃木縣鹿沼町上郡賀南郡衣料品小賣組合理事長 鈴木彌三郎
目下の衣料品の需給情勢において、主食を生産する者のみに特に大量の衣料を與えることは、なつて得できないから、農報物資制度を撤廃されたいとの陳情。

第四百八十三号 昭和二十三年六月五日受理
臨時と場皮革業收益金処分に関する法律制定の陳情

川越市野田一九九 荻原佑介
と場皮革業に起因する同胞蔑視、差別虐待の因襲はまだ根絶せず、と場主、皮革工場主等は暴利と大闇の限りをつくしてゐて、新日本建設、被圧迫部落民解放を阻害してゐるから、臨時と場皮革業收益金処分に関する法律を制定し、実施せられたいとの陳情。